

お支払いする保険金の種類

保険期間中に発見された事故が補償の対象となります。次の損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金
身体賠償事故の場合は、治療費・休業損失・慰謝料 など
財物賠償事故の場合は、修理費 など
- ②被害動物、被害者に対する応急手当、緊急費用等の費用
- ③損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬 または仲裁、

和解もしくは調停に関する費用ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

- ④法律上の損害賠償を負う場合における、原因調査または意見書もしくは鑑定書作成費用
 - ⑤紛失、逃亡または盗難された受託動物の捜索、救助、または移送する活動に要した費用(1事故10万円限度)
- ※その他特約については、パンフレット本文をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な事故

(獣医師賠償保険)

- ①被保険者のまたはその使用人、その他業務の補助者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務に起因する賠償責任
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然現象
- ④動物診療・検査を主たる目的としない単なる他人の動物の預かり・管理、トリミング、ペットフード販売等に起因する賠償責任
- ⑤動物診療の結果を保証することによって加重された責任
- ⑥航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)または船舶の所有、使用または管理に起因する賠償責任

- ⑦診療施設(設備を含みます。)の新設、改築、修理、取り壊しその他工事に起因する賠償責任
 - ⑧所定の免許を有しない者が行った動物診療(獣医師法第17条により制限されていない動物診療を含みます。)に起因する賠償責任
 - ⑨人に対する医療行為等に起因する賠償責任
 - ⑩名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 など
- ※その他特約については、パンフレット本文をご参照ください。

ご注意

動物の注射に伴う薬剤によるショック死(アナフィラキシーショック死等)は保険金のお支払いの対象となりません。

ただし、その獣医師の動物診療に過失があった場合を除きます。

ご注意事項

○獣医師賠償責任保険は賠償責任普通保険約款および獣医師特約条項等によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

○この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

○この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

○補償の対象となる事故は、保険期間中に事故が発見されたものにかぎります。

○平成22年4月1日以降発生の事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

- 1.被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。
 - 2.被保険者の指図により、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。
 - 3.相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。
 - 4.被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。
- ※保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

○賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

○賠償責任保険では、被保険者(補償の対象となる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。また、お支払いする保険金は適用される法律の規定や被害者の損害額および過失割合などによって決定されます。

○告知義務(ご契約締結時における注意事項)

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

- 1.保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

■加入依頼書の記載事項すべて

- 2.保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

■加入依頼書の以下の4項目

- ①加入者の増減と変更
- ②業務内容
- ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

○通知義務(ご契約締結後における注意点)

- 1.保険契約締結後、以下の告知事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- 2.以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者の住所などを変更される場合

3.ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

4.重大時由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

○この保険契約は保険期間終了後の確定精算はありません。

○引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

○個人情報の取扱いについて

保険契約者である(公社)日本獣医師会は、本契約に関する個人情報、損保ジャパン日本興亜に提供します。損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間 平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

○ご加入者以外に対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

○この保険契約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

○この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。

○ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。